

資料 2 - 2

令和6年1月16日
令和5年度第3回評議会

令和6年度新潟支部事業計画(案)について



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

第6期保険者機能強化アクションプランのコンセプト

第6期保険者機能強化アクションプランの位置づけ

➤ 第6期保険者機能強化アクションプラン（2024年度～2026年度）については、加入者の健康度の向上及び医療費の適正化を目指して、第5期に引き続き本部機能や本部・支部間の連携の強化を図りつつ、

- ①基盤的保険者機能の盤石化：業務品質の向上、業務改革の実践及びICT化の推進による一層の業務効率化
- ②戦略的保険者機能の一層の発揮：データ分析を通じて得られたエビデンスに基づき、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した連携・協力による事業展開の充実・強化
- ③保険者機能強化を支える組織・運営体制等の整備：新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置、内部統制・リスク管理の強化及びシステムの安定運用、統一的・戦略的な本部・支部広報の実施

を通じて、協会の財政状況を念頭に置きつつ、協会に期待されている保険者としての役割の最大限の発揮に向けて、将来にわたる礎を築くことを目指す。

第6期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能の盤石化

- 協会は、保険者として健全な財政運営を行うとともに、協会や医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図るといった基本的な役割を果たす必要がある。
- 基盤的保険者機能の盤石化に向け、業務改革の実践（標準化・効率化・簡素化の徹底、生産性の向上、職員の意識改革の促進）による、加入者サービスの向上や医療費の適正化の促進、ICT化の推進による加入者の利便性向上を図る。

戦略的保険者機能の一層の発揮

- 加入者の健康度の向上、医療の質や効率性の向上及び医療費等の適正化を推進するためには、戦略的保険者機能を一層発揮することが必要である。
- このため、①データ分析に基づく課題抽出、課題解決に向けた事業企画・実施・検証を行うこと、②分析成果を最大限活かすため、支部幹部職員が関係団体と定期的な意見交換等を行うことにより「顔の見える地域ネットワーク」を重層的に構築し、当該ネットワークを活用しながら地域・職域における健康づくり等の取組や医療保険制度に係る広報・意見発信に取り組む。

保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- 保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用、システム運用による業務効率化等を踏まえた人員の最適配分等を通じて、協会全体の組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化し、協会業務の適正さを確保する。
- システムについて、安定稼働を行いつつ、制度改正等に係る適切な対応や、中長期の業務を見据えた対応の実現を図る。
- 「広報基本方針」及び「広報計画」の策定を通じて、統一的・計画的な協会広報を実施する。

（１）基盤的保険者機能の盤石化

- 中長期的な視点による健全な財政運営
- 業務改革の実践と業務品質の向上
- マイナンバーカードの健康保険証利用の推進、制度に係る広報の実施及び資格確認書の円滑な発行【新規】
- 2025年度中に電子申請を導入し、事務処理の効率化を推進【新規】

（２）戦略的保険者機能の一層の発揮

＜データ分析に基づく事業実施、好事例の横展開＞

- 医療費・健診データ等を活用した地域差等の分析
- 国への政策提言、パイロット事業等の実施など、外部有識者の知見を活用した調査研究成果の活用【拡充】
- 「保険者努力重点支援プロジェクト」の実施及び実施を通じ蓄積した分析や事業企画等の手法の横展開【新規】

＜特定健診・特定保健指導の推進等＞

- 2023年度に実施した健診等の自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大【拡充】
- 標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底【拡充】
- 健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内についてのパイロット事業等の成果を踏まえた全国展開【新規】
- 成果を重視した特定保健指導の推進【拡充】

＜重症化予防対策の推進＞

- 特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等への受診勧奨拡大【新規】
- 外部有識者の研究成果を踏まえた糖尿病性腎症に対する受診勧奨の実施【新規】

＜コラボヘルスの推進＞

- 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化
- データ分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチの実施【拡充】
- 産業保健における取組と連携したメンタルヘルス対策の推進【拡充】

＜医療資源の適正使用、意見発信＞

- 医療機関等への働きかけを中心としたバイオシミラーの使用促進【新規】
- 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療に係る医療関係者等への周知・啓発【新規】
- 協会のデータを活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信の実施

（３）保険者機能の強化を支える組織・運営体制の整備

- 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置【新規】
- 仕事と生活の両立支援をはじめとした働き方改革の推進【新規】
- 広報基本方針・広報計画の策定【新規】
- 具体的なICT活用の実現や新たな環境の変化への対応等、中長期を見据えたシステム対応の実現【拡充】

第 6 期保険者機能強化アクションプラン（案）と令和 6 年度新潟支部事業計画（案）

第 6 期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和 6 年度新潟支部事業計画（案）
<p>(1) 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主に積極的な情報提供を行い、理解を求める。また、医療費適正化等の努力により、保険料の上昇を抑制するため、国や都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、積極的に意見発信を行う。 	<p>(1) 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが費金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>①業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟で最適な体制による事務処理の徹底により、業務処理の品質を追求し、生産性の向上を図る。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、職員の多能化と意識改革を促進する。 	<p>Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の多寡や優先度に応じて事務処理体制を柔軟に構築し、生産性の向上を図る。 ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。</p> <p>また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>
<p>②サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に現金給付の申請については、受付から支払いまでをサービススタンダードとして標準期間を設定し、加入者への迅速な給付を行う。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者・事業主からの相談・照会に的確かつ迅速に対応できるよう受電体制等の強化を図る。 ・お客様満足度調査やお客様の声の活用により、加入者サービスの水準の向上に努める。 	<p>②サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての申請書について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード：10日間)を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進するとともに、記入不備による返戻を減らすため、ホームページに掲載されている入力用申請書の利用を促進する。 ・電話相談体制の強化及び研修の実施により、相談業務の標準化を図り、加入者や事業主からの相談・照会について、わかりやすく丁寧な対応を行う。 ・「お客様満足度調査」の調査結果から業務課題を洗い出して改善を図り、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>■ KPI：</p> <p>1) サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>1) サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</p>
<p>③現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金、出産手当金のうち、支給決定後に資格記録が変更されたもの等の不正受給が疑われる申請について、調査を徹底する。 ・海外療養費や海外出産に係る出産育児一時金について、不正請求防止対策を徹底する。 ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費に係る、頻回受診や過剰な施術等、施術内容に疑義のある申請については、加入者等へ通知することにより、施術の必要性の確認を徹底する。 ・マイナンバーの活用及び日本年金機構との連携による被扶養者資格の再確認を強化する。 	<p>③現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に行う。また、傷病手当金の支給後に障害年金等の受給が決定した加入者に対して、調整理由を丁寧に説明し、回収につなげる。 ・現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにおいて内容を精査し、事業主への立ち入り検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外での出産による出産育児一時金について、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診(いわゆる部位転がし)の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
	<p>期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</p> <p>・被扶養者資格の再確認を実施する。また、宛所不明による未送達事業所の所在地確認を行い、確実に送付するとともに、未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収し、全件の再確認を徹底する。</p>
<p>④レセプト点検の精度向上</p> <p>・レセプト内容点検行動計画の実行を徹底し、システムを活用した効率的な点検を推進するとともに、レセプト点検員による人的な点検の質を一層高め、査定率の更なる向上に取り組む。</p> <p>・社会保険診療報酬支払基金の審査の高度化を踏まえ、協会のレセプト内容点検の体制を整備するとともに、審査の更なる重点化・高度化を進める。</p>	<p>④レセプト点検の精度向上</p> <p>・資格点検を着実かつ確実に実施し、健康保険資格喪失後の受診者へ速やかな返還手続きを行う。また、外傷点検については負傷原因照会を着実かつ確実に実施し、第三者行為の求償を行うことで医療費の適正化に取り組む。</p> <p>・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。</p> <p>・テンプレートおよび自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。</p> <p>・勉強会やスキル別の研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。</p> <p>・社会保険診療報酬支払基金との会議において、解釈や運用に対する疑義案件について協議の上、解消する。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>■ KPI：</p> <p>1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額</p> <p>2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>	<p>■ KPI：</p> <p>1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額</p> <p>2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p>
<p>⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な納付書の送付、適正な催告及び保険者間調整の実施を徹底し、発生した債権について、確実な回収を行う。 ・資格喪失後受診による返納金の発生を防止するため、当面、引き続き健康保険証の早期回収に取り組むとともにマイナンバーカードと健康保険証の一体化の動向を踏まえ、必要な対応を図る。 	<p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・保険者間調整を積極的に活用し確実な回収に努めるとともに、電話による催告を行う。また納付拒否者に対し法的手続きを実施することにより回収を強化する。 ・無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。また、保険料未納による任意継続資格喪失（取消）者には、電話による催告を行う。 ・日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう周知広報を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電</p>

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>■ KPI:</p> <p>1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</p>	<p>子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（并済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI:</p> <p>1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p> <p>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。</p> <p>※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</p>
<p>Ⅲ) ICT化の推進</p> <p>ⅰ) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。 	<p>Ⅲ) ICT化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報を各種広報媒体で加入者・事業主へ周知広報を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p>

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 <p>iii) 電子申請等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、2025年度中に電子申請等を導入し、事務処理の効率化を進める。また、加入者・事業主が正確な知識のもと安心してこれらの制度を利用できるよう、積極的な広報に取り組む。 	<p>【困難度：高】</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p>
<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>
<p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・ 本部においては、2022年度に作成した医療費・健診データ等の分析用マニュアルの改訂を行い、支部においては、分析の精度を高めるため、本部が委嘱している「健康・医療情報分析アドバイザー」や地元大学等の研究者からの助言を活用するとともに、外部有識者との共同分析を推進する。 ・ 本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、「調査研究フォーラム」を開催するとともに、調査研究報告書の発行及び各種学会での発表を行う。 ・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修、OJT等を通じ、分析能力を備えた人材の育成に計画的に取り組む、職員の分析能力の更なる向上を図る。 	<p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康課題や地域差等の自支部の特徴や課題を把握するため、医療費・健診データ等を用い分析を行う。 ・ 分析結果を用いて、保険者協議会、自治体、国民健康保険連合会等と連携し要因分析を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p>

第 6 期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和 6 年度新潟支部事業計画（案）
<p>②外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施し、医療費適正化や保健事業の効果的な実施等に資するエビデンスを得る。 ・ 当該研究成果等を踏まえ、国への政策提言を行うとともに、パイロット事業等を通じ、協会が実施する取組の改善や新たな事業の実施に向けた検討を進める（ガイドラインの策定等）。 	
<p>③好事例の横展開</p> <p>i) 本部主導型パイロット事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定したテーマについて、支部の取組結果をもとに効果的な手法を確立し、当該手法の横展開を図る。 <p>ii) 保険者努力重点支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ分析や事業企画等を本部と支部が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施するほか、「医療費・健診データ等を活用した分析・評価」及び「顔の見える地域ネットワーク」の構築に係るモデル事業を実施するものとして、プロジェクト対象支部で展開する。 ・ データ分析に基づく事業実施等に当たって、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者の助言を得ながら実施するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した取組も実施する。 ・ 当該プロジェクトの実施を通じ蓄積した分析や事業実施の手法について、全支部への横展開を図る。 	

第 6 期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和 6 年度新潟支部事業計画（案）
<p>Ⅱ) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各支部が策定する第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）は、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱としつつ、「データ分析に基づく地域・職域の特性を踏まえたポピュレーションアプローチ」にも積極的に取り組むものである。当該計画に掲げる目標の達成に向けて、外部有識者を活用した調査研究成果も活用しながら、各年度の取組を着実に実施する。 ・ 取組の実施に当たっては、特定健診から特定保健指導、重症化予防に至る一連の流れを加入者に理解いただけるよう、一貫したコンセプトに基づいたパンフレット等を活用する。 ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて各事業の成果を検証し、PDCA サイクルを回す。 <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働く世代が健康で長く働くことができるよう、従来から実施している生活習慣病の予防等を中心とした保健事業に加え、女性の健康等にも着目しつつ、加入者の健康を支える取組をより一層推進する。 ・ 戦略的保険者機能の一層の発揮に向けて、特定健診・特定保健指導実施率の向上（量的カバー）に加え、結果の出せる効果的な特定保健指導や重症化予防のための効果的な受診勧奨（質の向上）、更に、データ分析に基づく地域・職域の特性を踏まえたポピュレーションアプローチ等の推進に取り組む必要がある。 ・ このため、支部の特性を踏まえつつ、特定保健指導を中心に、全支部において実施すべき取組について一定の標準化を図る。 ・ 支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するた 	<p>Ⅱ) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、目標達成に向けた取組を着実に実施する。 ・ 情報系システム等の分析ツール、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」、「支部別スコアリングレポート」を活用し、取組の効果を検証する。

第 6 期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和 6 年度新潟支部事業計画（案）
<p>め、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上に向けて、各支部やブロック単位による OJT を行いつつ、本部が開催する研修内容の充実を図る。併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図る。 ・ 契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、その能力や意欲に応じて、これまでの特定保健指導のみならず、コラボヘルス等の他の保健事業へ拡大すべく、人事評価・処遇のあり方も含め検討し、必要な取組を進める。 	
<p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示す協会の特定健診の実施率目標値は、2029（令和 11）年度末に 70%である。なお、2022 年度実績は 57.9%となっている。 ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、2023 年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024 年度から付加健診の対象年齢を拡大するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。 ・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村におけるがん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診として追加し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。 ・ 事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3 者間）での提供・運用スキームのもとで、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。 	<p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>【被保険者（生活習慣病予防健診・事業者健診）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる保健事業の推進（令和 6 年度から実施の付加健診年齢拡大、令和 5 年度からの自己負担額軽減）について、事業所へ周知広報し、生活習慣病予防健診の利用を拡大する。 ・生活習慣病予防健診を利用していない事業所に対して、健診機関からの利用勧奨を実施する。 ・健診機関毎に実施目標を設定し、進捗状況や課題を共有しながら、実施件数の向上を図る。 ・健診実施率の低い運輸業の実施率の向上に向け、事業所カルテ等の活用により業界団体と健康課題を共有し、会員企業に受診促進を依頼する。 ・生活習慣病予防健診の利用も事業者健診結果の提供も無い者に対し、生活習慣病予防健診の利用案内を事業所だけでなく、自宅にも送付し、制度の周知と利用拡大を図る。併せて、生活習慣病予防健診を利用しない者には、事業者健診結果の提供を勧奨する。 ・労働局や関係団体と連携を強化し、事業者健診結果データの提供依頼を強化する。

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
	<p>・外部事業者を活用した、文書・電話による事業者健診結果の提供勧奨を実施する。</p> <p>【被扶養者（特定健診）】</p> <p>・がん検診を含む自治体主催の健診が住民に広く定着していることから、協会加入者が受診できるよう、実施日程や案内方法等について自治体と調整を進め、受診者数の増加につなげる。</p> <p>・加入者の受診意欲を高めるオプション健診（骨粗鬆症検診、眼底検査など）を加えた集団健診を実施する。</p> <p>・<u>複数年連続で健診未受診となっている者へ、未受診となっている理由の調査を実施し、勤務先で事業者健診を受診している場合は、結果データの提供を求める。</u></p> <p>・事業主と協会けんぽ支部長の連名文書により、事業所から被保険者を通じて被扶養者へ受診を促す。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにく</p>

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>■ KPI：</p> <p>1) 生活習慣病予防健診実施率を64.8%以上とする</p> <p>2) 事業者健診データ取得率を9.2%以上とする</p> <p>3) 被扶養者の特定健診実施率を32.9%以上とする</p>	<p>い等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>1) 生活習慣病予防健診実施率を75.5%以上とする</p> <p>2) 事業者健診データ取得率を9.3%以上とする</p> <p>3) 被扶養者の特定健診実施率を36.1%以上とする</p>
<p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示す協会の特定保健指導実施率の目標値は、2029年度末に35%である。なお、2022年度実績は18.1%となっている。 ・ 特定保健指導について、2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・ 特定保健指導実施率が高い事業所における職場環境整備に関する創意工夫について、事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に情報提供をする。 ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内について、2023年度パイロット事業等の成果を踏まえ、全国展開を図る。 	<p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>【対象者の減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部保健指導者により35～39歳の健診受診者に対し、健康相談を実施する。 ・ 健診受診予定3か月前に生活習慣改善を促すハガキを送付し、特定保健指導該当者数を減らす。 <p>【受入対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導が未実施となっている事業所に対し、電話や訪問により「特定保健指導当日実施同意書」の提供勧奨を実施する。また、健診受診時に健診機関に提示できる「特定保健指導希望カード（仮称）」を作成し、実施に同意した事業所の従業員に配付してもらう。 ・ 健診結果の共同利用不可を申出てから3年以上経過した事業所の意向を改めて確認し、特定保健指導の実施を促す。 ・ 従来の事業所を通じた実施案内だけでは、対象者への周知が十分とは言えないことから、対象者個人へ直接案内を送付し、特定保健指導の実施率を向上させる。 ・ にいがた健康経営宣言事業所で特定保健指導を実施していない事業所を訪問し、特定保健指導の必要性の周知と、受け入れの協力要請を行う。 ・ 血圧リスク保有割合が高い運輸業の特定保健指導実施率向上に向けて、業界団体を訪問し広報等の協力を要請する。

第 6 期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和 6 年度新潟支部事業計画（案）
<p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024 年度から開始される第 4 期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。その際、特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、ICT を組み合わせた特定保健指導も推進する。 	<p>【実施率向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部専門事業者を活用した継続支援を実施し、支部保健指導者の初回面談実施件数を増加させる。 特定保健指導実施機関毎に実施目標を設定し、進捗状況や課題を共有しながら、実施件数の向上を図る。 特定保健指導実施機関毎の実施目標を設定し、定期的な進捗状況の確認や他機関の好事例の共有により、実施目標の達成を図る。 実施数が少ない巡回健診当日の特定保健指導について、特定保健指導実施機関や事業所と連携しながら、実施を促進する。 被扶養者の集団健診会場において、対象者へ確実に特定保健指導を実施する。 <p>【質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部作成「人材育成プログラム」に基づく支部内研修会、学会参加等を通じて保健指導者の知識・技術を向上させる。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の Q O L の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008 年 10 月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8 割以上が被保険者 9 人以下の中小企業である。そのため、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理</p>

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>■ KPI：</p> <p>1）被保険者の特定保健指導実施率を27.1%以上とする</p> <p>2）被扶養者の特定保健指導実施率を20.7%以上とする</p>	<p>解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>1）被保険者の特定保健指導実施率を25.4%以上とする</p> <p>2）被扶養者の特定保健指導実施率を10.2%以上とする</p>
<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。また、特定保健指導と併せて、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な受診勧奨について、2023年度パイロット事業等の成果を踏まえ、全国展開を図る。 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。また、加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、外部有識者の研究成果を踏まえ、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を実施する。 	<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診当日の検査結果を踏まえ、健診機関による受診勧奨（0次勧奨）を実施する。 従来の対象者本人への受診勧奨に加え、事業所を通じた本人への受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。 高血圧Ⅰ度以上の該当者が多い建設業、製造業、運輸業の業界団体と健康度の現状とリスクを共有し、早期受診および受診中断者の受診再開を勧奨する。 高血圧Ⅰ度以上該当者に対し、電話や訪問により受診を勧奨する。 尿蛋白、尿潜血、eGFRの値が一定基準を超えている者に対し、南魚沼地域と連携し、腎専門医への受診勧奨を実施する。 血糖値やHbA1cの値が一定の基準を超えている者に対し、長岡市・見附市・上越市・魚沼市の専門職（保健師・管理栄養士・看護師）と連携し、人工透析の予防をサポートする。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p>

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p>	<p>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p>
<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年度から実施している事業所の「健康宣言」は、保健事業実施計画（データヘルス計画）の柱の一つであるコラボヘルスの代表的な取組となっている。 ・ 健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所での健康づくりの取組の質を担保するため、2026年度末までにプロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図る。 ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを実施する。 ・ メンタルヘルス対策について、産業保健における取組と連携しつつ、積極的に推進する。 ・ これらの取組の推進には、業界団体も含めた「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用する。 	<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <p>【<u>いがた健康経営宣言事業数の拡大</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣言事業所拡大に向けて「事業所カルテ」を活用し、文書、電話及び事業所訪問による勧奨を実施する。 ・新潟支部健診データの分析により、健診受診者における健康リスク保有割合が多い、運輸業、建設業について、業界団体と連携した健康経営の推進により、健康度の向上を図る。 ・商工会議所等の経済団体、自治体、覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、宣言事業所数の拡大を図る。 <p>【<u>宣言事業所に対するフォローアップ</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の健康意識の向上を目的として、新潟県が進める「健康立県いがた」の5つのテーマである、「食生活」、「運動」、「デンタルヘルス」、「喫煙」、「早期発見・早期治療」の健康づくり講座を事業所単位で実施する。 ・生活習慣の見直し、ヘルスリテラシーの向上に資する、健康課題に応じたポスターを配付する。 ・健診データを基に作成した「事業所カルテ」を活用し、健康課題の改善に向けた今後の取組を事業所とともに進める。 ・スマートフォンアプリを利用して、運動習慣の定着と運動による血圧低下を目的とした事業所対抗ウォーキングラリーを実施する。 ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センターと連携し健康づくり講座を実施する。

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>■ KPI：健康宣言事業所数を110,000事業所（※）以上とする</p> <p>（※）令和6年度及び令和7年度については、標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数。令和8年度については、標準化された健康宣言の事業所数</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■KPI：健康宣言事業所数を2,250事業所（※）以上とする</p> <p>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>
<p>Ⅲ）医療費適正化</p> <p>①医療資源の適正使用</p> <p>ⅰ）ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会のジェネリック医薬品使用割合は、2023年3月診療分で81.7%と、80%以上の水準まで達している。使用割合が80%以上の支部は、この水準を維持・向上できるよう努め、使用割合が80%未満の支部は、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で一層の使用促進に取り組む。 ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラについて、その導入状況等を踏まえた取組を行う。 	<p>Ⅲ）医療費適正化</p> <p>①医療資源の適正使用</p> <p>ⅰ）ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>【医療機関・薬局へのアプローチ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、使用率が80%を下回っている医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 <p>【加入者へのアプローチ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が安心して使用できるような記事を広報誌・ホームページ・メールマガジンで周知を行う。

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオシミラー（バイオ後続品）について、国の方針（※1）に沿って、2024年度パイロット事業等の成果を踏まえ、医療機関等への働きかけを中心に使用促進を図る。 <p>（※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上を目指す」</p> <p>iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 <p>iv) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 <p>i) ～iv) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p>	<p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針（※1）を踏まえ、2024年度パイロット事業としてバイオシミラー情報提供ツールを活用し医療機関へバイオシミラーの使用促進を働きかける。 <p>（※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上を目指す」</p> <p>iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 <p>iv) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ <u>新生児の保護者に向けて、ヘルスリテラシー向上及び医療費適正化のため育児冊子を配布する。</u> ・ <u>子どもの医療費適正化に向け、子ども医療費助成受給者証の交付時に自治体と連携した広報を行う。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以</p>

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>■ KPI：</p> <p>1) 全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※2)を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。</p> <p>(※2) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>2) バイオシミラーに80%(※3)以上置き換わった成分数が全体の成分数の25%(※4)以上とする</p> <p>(※3) 数量ベース (※4) 成分数ベース</p>	<p>上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要があり、重要度が高い。</p> <p>また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■KPI：</p> <p>ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする。</p> <p>(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p>
<p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <p>・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</p>	<p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <p>・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</p>

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、医療保険部会や中央社会保険医療協議会等の国の会議において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。 また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。 	<p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する新潟県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や会議資料（データ等）を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>
<p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しについては、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案しつつ、検討に着手する。 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 	<p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただき、行動変容につなげるよう、周知広報を行う。 各指標における事業所の実績を掲載した「インセンティブレポート」を活用し、各指標向上に向けた事業所の取り組みを促す。

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・ このため、「広報基本方針」及び当該方針に基づき毎年度策定する「広報計画」に基づき、健康保険委員も含めた「顔の見える地域ネットワーク」を活用した広報を実施するとともに、「①健康づくりの取組」、「②健康保険制度や各種給付金等の申請方法等の周知」、「③協会の財政状況・医療費適正化等の取組」、「④制度改正などに対応した適時の情報発信や周知」を主な広報テーマとし、本部・支部で連携して、統一的・計画的な広報を実施する。 <p>（※）広報基本方針・広報計画については「（3）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備」の「IV）広報基本方針・広報計画の策定」に後掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部においては、ホームページや全支部共通広報資材等の統一的に使用可能な各種広報ツールにより、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する。特にホームページについては、利用者目線で改善を図るとともに、SNSの積極的な活用を図る。この他、アプリ導入の検討を行う。 ・ 支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 ・ 健康保険委員について、委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくりを担っていただけるよう、研修や広報誌を通じた情報提供の充実を図り、その活動の効果の向上に努める。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。 	<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部「広報計画」に基づき、「支部広報計画」により具体的な広報内容・広報スケジュールを策定し、実施する。 ・全支部共通広報資材を活用し、加入者・事業主、健康保険委員等に分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。 ・地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な情報発信を行う。 ・協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・健康経営や健康づくりの情報発信のため、テレビ、ラジオ、新聞、WEBのマスメディアを活用した広報を実施する。 ・メールマガジンやホームページの内容を充実させ、加入者の行動変容につながる健康情報を発信する。 <p>・健康保険制度や健康情報を加入者に広く知ってもらうため、健康保険委員を通じて、研修会や広報誌等で情報発信を行い、健康保険委員の委嘱拡大を行う。</p>

第 6 期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和 6 年度新潟支部事業計画（案）
<p>■ KPI :</p> <p>1) ホームページアクセス数を 1 億 4,200 万以上とする</p> <p>2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 50%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする</p>	<p>■KPI :</p> <p>1 - 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 63.2%以上とする。</p> <p>1 - 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>
(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備
<p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者機能の更なる強化・発揮に向け、目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位の人事を推進するなど、人事制度を適正に運用することにより、協会の理念を具現化する職員の育成と、職員のモチベーションの維持・向上を図る。 ・ 一方で、2016（平成 28）年度に見直しを行った人事制度については、導入から 7 年が経過し、様々な課題も顕在化していることから、それらの課題を検証した上で、能力や適性に応じた処遇のあり方などについて、制度の見直しを進める。 	<p>I) 人事・組織</p> <p>①人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。
<p>②新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者数の変動に伴う業務量の変化や新たな業務システムの導入などを踏まえ、人員配置のあり方を検討した上で、適正な人員配置を行う。 	
<p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険制度を支える日本最大の保険者としての役割の重要性を職員が自覚し、自らの人材力を高めていけるよう継続的な学びの機会を提供する。 ・ 具体的には、適正かつ効率的に事務を遂行する能力に加え、データ分析や発信力の向上を図り、更なる保険者機能の発揮につなげていく。 	<p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における集合研修、自己啓発により必要とされる知識・スキル等の習得を図る。 ・事業計画の各事業において、役割、責任、スケジュールを設定し事業を推進する。 ・管理者は、目標の進捗状況を管理し適切な助言を行い、自主性を育成しながら計画的・着実に事業を推進させる。

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成にあたっては、職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を高めるとともに、「現場で育てる」という職場風土を醸成し、組織基盤の底上げを図る。 	
<p>④働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。 ・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 	<p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。 ・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。
<p>⑤風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・ 本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、組織内の情報発信の強化に取り組む。 	<p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報委員会や業務改善委員会などにより、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・ 各種情報を広く職員が共有できるよう、組織内の情報発信の強化に取り組む。
<p>⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部業績評価を通じ、各支部がお互いに比較し合い切磋琢磨することで協会全体での取組の向上を目指すとともに、評価結果を支部幹部職員の処遇で勘案することにより、職員の士気向上を図る。 ・ 評価項目及び評価方法について、支部の規模や置かれた環境などが異なることを踏まえ、全ての支部が取り組みやすく、かつ、公平な評価が行えるものとなるよう見直 	

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
す。	
<p>Ⅱ）内部統制等</p> <p>協会の組織目的の重要性及び公共性を踏まえ、法令等規律を遵守し、協会の業務の適正を確保するため、内部統制の取組を進める。</p> <p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の安定運営に関わるリスク要因が多様化・複雑化してきていることなどを踏まえ、事前リスク対策を実施することによりリスクの発生抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。 ・ 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。 ・ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 	<p>Ⅱ）内部統制</p>
<p>②個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を繰り返し実施する。 ・ 本部・支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 	<p>①個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・ 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。
<p>③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 	<p>②法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。

第 6 期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和 6 年度新潟支部事業計画（案）
<ul style="list-style-type: none"> 本部・支部においてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する
<p>④災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施するとともに、有事の際には、業務継続計画（BCP）など各種マニュアル等に基づき適切に対応する。 業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等の見直しを継続的に行う。 事業所及び加入者等の個人情報を実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策の強化を図る。 	
<p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保に留意しつつ、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 調達に当たって、100 万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 	<p>③費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識をもって、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 調達に当たって、100 万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 また、少額随意契約の範囲内においても、見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

第 6 期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和 6 年度新潟支部事業計画（案）
<p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>
<p>Ⅲ) 広報基本方針・広報計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会が保険者機能を更に発揮して将来にわたり協会事業を円滑に実施していくためには、協会財政や健康づくりなどの取組に対する加入者・事業主の理解のより一層の推進が求められる。このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化するため、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、毎年度具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。 ・ 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。 ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。 ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する。 ④評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回す <ul style="list-style-type: none"> ことを基本姿勢とし、健康づくりの取組、健康保険制度や各種給付金等の申請方法等及び協会の財政状況、医療費適正化等の取組等について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 	
<p>Ⅳ) システム整備</p> <p>①協会システムの安定運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の基盤的業務（現金給付の支払い等）が停止することがないよう、日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を確実に実施していくとともに、並行して安定稼働に大きな影響を及ぼす各種サーバーや OS のバージョンアップ等の対応を適切に実施し、協会システムを安定稼働させる。 ・ 領域ごとに分かれた複数の事業者が、効率的かつ協力して作業を行えるよう、運用管理を行っていく。 	

第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度新潟支部事業計画（案）
<p>②制度改正等に係る適切なシステム対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、内外の関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、スケジュールを遵守して適切なシステムを構築する。 	
<p>③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年1月にサービスインした業務システムについて、業務効率化の効果が最大限に得られるよう、システム上の懸案事項や課題を整理し、更なる機能向上を目指す。 	
<p>④中長期を見据えたシステム対応の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請やマイナンバーカードと健康保険証の一体化といった協会を取り巻く環境を鑑み、具体的なICT活用の実現や、業務システムの機器更改および新たな環境の変化への対応等、協会の業務に適合した効率的かつ最適なランドデザインを描く。 	

令和 6 年度新潟支部 KPI（重要業績評価指標）（案）

（1）基盤的保険者機能の盤石化

KPI	第 6 期アクションプラン （令和 8 年度目標）	令和 6 年度 本部事業計画	令和 4 年度 全国実績	令和 6 年度 新潟支部事業計画	令和 4 年度 新潟支部実績
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	99.99%	100%	100%
現金給付等の申請に係る郵送化率	対前年度以上	対前年度以上	95.7%	対前年度以上	94.7%
【変更】 協会のレセプト点検の査定率	対前年度以上	対前年度以上	—	対前年度以上	—
協会の再審査レセプト 1 件当たりの 査定額	対前年度以上	対前年度以上	7,125 円	対前年度以上	5,330 円
【変更】 返納金債権（診療報酬返還金 （不当請求）を除く）の回収率	対前年度以上	対前年度以上	—	対前年度以上	—
日本年金機構回収分も含めた資 格喪失後 1 か月以内の保険証回 収率	対前年度以上	対前年度以上	86.27%	対前年度以上	92.81%

(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮

KPI	第6期アクションプラン (令和8年度目標)	令和6年度 本部事業計画	令和4年度 全国実績	令和6年度 新潟支部事業計画	令和4年度 新潟支部実績
生活習慣病予防健診実施率	64.8%以上	61.7%以上	56.4%	75.5%以上	70.6%
事業者健診データ取得率	9.2%以上	8.8%以上	8.8%	9.3%以上	9.3%
被扶養者の特定健診実施率	32.9%以上	30.3%以上	27.7%	36.1%以上	31.2%
被保険者の特定保健指導実施率	27.1%以上	21.5%以上	18.2%	25.4%以上	19.9%
被扶養者の特定保健指導実施率	20.7%以上	18.1%以上	15.5%	10.2%以上	6.7%
【変更】 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	対前年度以上	対前年度以上	—	対前年度以上	—
健康宣言事業所数	110,000事業所	100,000事業所	81,526事業所	2,250事業所以上	1,516事業所
ジェネリック医薬品使用割合	全支部80%以上	全支部80%以上	44支部 全体81.7%	対前年度以上	83.3%
【新設】 バイオシミラーに80%置き換わった成分数の全体の成分数に占める割合	25%以上	18%以上	—		—

【新設】 ホームページアクセス件数	1億4,200万以上	1億3,500万以上	—		—
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	50%以上	50%以上	50.8%	63.2%以上	58.5%
【新設】 健康保険委員委嘱事業所数	対前年度以上	対前年度以上	—	対前年度以上	—

(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

KPI	第6期アクションプラン (令和8年度目標)	令和6年度 本部事業計画	令和4年度 全国実績	令和6年度 新潟支部事業計画	令和4年度 新潟支部実績
一般競争入札に占める一着応札案件の割合	15%以下	15%以下	14.3%	15%以下	0%